

令和6年度第2回青森市男女共同参画審議会 会議概要

【開催日時】 令和6年6月27日（木） 9時45分～11時45分

【開催場所】 青森市役所柳川庁舎 2階 講堂

【出席委員】 青山直人委員、木下晴耕委員、佐藤恵子委員、篠崎有香委員、
成田耕造委員、三浦博美委員、三上美紀子委員《計7名》

【欠席委員】 柴田美穂子委員、澤田晃式委員

【事務局】 市民部長 佐藤秀彦、市民部次長兼行政情報センター所長 木村久美子、
人権男女共同参画課長 中田真紀子、主幹 綿谷佑馬、主査 斉藤夕紀

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
（1）「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」素案（案）の検討について
- 3 その他
- 4 閉 会

【会議概要】

（1）「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」素案（案）の検討について

事務局から資料1、資料2について説明。

質疑応答・意見

○委員

青森市男女共同参画プランという名称については、プランに女性のエンパワーメントの推進などが新しく加わり、家庭での教育という言葉も加わったが、新しいイメージが伝わるような名称をそろそろ議論してもいい時期に入ったのではないかと思う。

○会長

プランの名称についての議論と新しいイメージが伝わるような名称をというご提案だが、事務局では名称についてはどのようにお考えか。どの時点で決めるとかは決まっているのか。

○事務局

名称については、指標等とあわせて議論したいと思っている。本日、この内容について御意見をいただいて、それを今度、また委員の方に回答を含めてお返しするという形になるう

かと思う。その際に名称等の案についてはご提示できればと考えている。

○会長

いずれ名称を決めることになるが、今日の時点で意見は出しても決定ではないということか。

○会長

プランに関する名称等について御意見が出たものは、本日一度受け賜わり、また検討ということにさせていただきたい。

○委員

プランの中で女性の政治参画が取りあげられていない理由を教えてください。

○会長

日本で一番遅れているのが女性の政治参画だということは、毎年のジェンダーギャップ指数で言われていることなので、それを少しでも上げるためには、委員がおっしゃったように、小さいころ、子供のころからの家庭や学校、社会教育の場で女性は政治に関心を持って積極的に参加していく機運を醸成するということが非常に大事で、その分野で何か市としてもできることがあるのではないかという御意見だと思う。

アコールや男女共同参画プラザで一つのテーマとして掲げて、そういった機会を設ける必要あると思う。何かお考えはあるか。

○委員

例えば子どもたちに何か働きかけるような機会があれば、当事者の声を政治に生かしていくことの大切さを授業の中で伝えていけたらいいと思う。そういう情報発信も、例えば館内掲示などでやっていくこともできる。

また、実際の女性の議員の方のお話をお聞きして、もし女性だからということでご苦労があったということであれば、それをお聞きし、女性として生きている当事者目線を政治にどのように反映できたか、そういった成功事例や手応えなどお話を聞けるような場を広く市民の方に共有できたらいいという思いがある。

○会長

そういう場と同時に、それを踏まえた情報紙に掲載するともう少し広く伝わるかもしれない。

○委員

議会、議員の問題となると、あまりダイレクトに女性議員を増やせと言うことはできない。なにより、選挙で選ばれるので、どうにもならないところがある。

ただ、行政としてできることはないのかということで考えた場合に、先ほど委員がおっしゃられたように、もっと教育の段階が必要ではないか。

政治家は男性だけがやるものではないので、実際男社会といったところがあったが、そうではないというところをきちんと教育していく。

○委員

資料1、8ページの「学校だより、PTA広報、家庭教育学級、出前講座」について、学校だより、PTA広報、家庭教育学級、出前講座は、コロナ禍以前だとだいぶやられていたが、今は行われていないところが多い。ほとんどの保護者の方が働いていて、PTA活動にほとんど参加できていない中、PTAを通して理解促進をしてもらうというのは、これからはかなり難しいのではないかなと思う。

○会長

これまではPTAはどこの学校にもあり、子どもを通して保護者に伝えることができる重要なツールだったと思う。そこに男女共同参画関係の記事を載せてもらうと伝わるのかなという認識であったと思うが、今は難しいという現状だということ。

○委員

削除するまではいかないが、これプラスSNS等を通したほうがよいのではないか。今は、学校だよりもまちコミというアプリを使って親にダイレクトに伝えている。

○会長

SNSを入れるかどうかは、学校にもよると思うので、このままとし、学校から保護者への伝達として学校だよりということでもいいのではないか。

○委員

資料1の2安心して暮らせる社会づくりの行番号5の内容について、「街頭や市役所庁舎などにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動している」とあるが、啓発はもっと行っている。施設や大学、ねぶたの前夜祭など長年啓発しているので、追記をお願いしたい。

○事務局

この部分についても持ち帰って検討する。

○委員

男女共同参画プランについて、まず、固定的性別役割分担意識などの意識が変わることや習慣が変わるということが重要。

1期のプランは8年間だったが、もっと長いスパンで見なければいけないような分野である。例えば、教育に注目すると、男女共同参画について学んだ人たちがどんどん社会に出て、その教育を受けた人達の割合が社会の中で大きくなってきたときに、男女共同参画に関連する指標の数値が上昇する。

アンケート調査では、いくつかの分野で女性の割合が少ないという結果を市民の方が見られるように可視化することで、女性にもっと活躍してほしい、というような議論が生まれる。そのような状態を作り上げることも大切である。もっと長いスパンで見たいという視点で指標や目標を設定することも必要なのではないかと思う。

○会長

情報提供の中にも問題提起を含めて伝えていく、そういうことの中で、受けとめる方は必ず何人かいらっしゃると思うので、そういう方が後押しというのが一番堅実で確かなのかなと思う。

○委員

資料2の素案(案)22ページの図21について、男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数中の「こころ」の区分について確認したい。例えば、相談があり、その原因が「DV」であったとき、その相談が「こころ」として分類され「DV」に分類されないと、本来もっと「DV」が多くなってくのではないか。それをうまく拾えるようになっているのかどうか。

○委員

相談してくる方が今一番何で困っているか、今どういう気持ちなのか、体の状態なのかというところもお聞きするように努め、それを主訴として、データとして残すようにしている。

○委員

複合的に集計をとったら、DV相談は本当はもっと多いということか。

○委員

複数回答可だと、それぞれの件数が増える可能性があると思う。

○会長

男性相談も行っているが、そのデータはないのか。

○事務局

データについては、同じようにあるが、今回、女性に対する暴力というところのバックデータということで、女性相談だけを掲載している。

○会長

性的マイノリティの方の相談については、実際に目に見える形で、相談窓口があるということをごどこかに掲載していただきたい。

せっかく女性相談の状況を付け加えられたので、ここに並べてはいかがか。男性相談と性的マイノリティの相談について検討いただければと思う。

○事務局

検討させていただく。

○委員

3ページ(1)女性に対する暴力の予防啓発の推進に「暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一ひとり誰もが」という記載があるが、この記載の表現で男性もこの暴力の対象として、プランの中に入るという理解でいいのか。

次に、4ページ(5)困難な問題を抱える女性の支援「性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます」と記載がある。このように記載すると、

性暴力を受けている男性がこのプランからはこぼれ落ちてしまうのかなというふう感じたがどのようなお考えになっているのか聞きたい。

次に、3 ページ（3）青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実に「男性の被害者に対する相談対応を実施します」と書かれている。市のDV相談支援センターでこのプランが実際に実施された以降は、市のDV相談支援センターでも、男性の被害者に対する相談を受け入れるようにするということを想定してこのように書かれているのか、お答えいただきたい。

○事務局

今、DV相談支援センターでは原則女性ということで対応しており、男性について拡充する予定はない。3 ページの行番号8「男性の被害者に対する相談対応」の記載については、カダールでの男性の悩み相談を想定した記載としている。

男性の性暴力・性犯罪のところは、委員からの御指摘があったとおり、（5）の困難な問題を抱える女性の部分では、女性と限定してしまっていて読み取れないというがあるので、この記載については、表現をどのように変えるのか検討させていただきたい。

○委員

この3 ページの（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶とあり、さらに説明の中で「性別にかかわらず」と書いているということは、女性に対する暴力というのは国・県でもこの文言を使っているが、実質的には性別にかかわらずに、困っている方、あるいは配偶者等からの暴力を受けている方も含めて耳を傾けていくということが記載されているという理解でよろしいか。

○会長

この点については、前回委員からいただいた意見を基に話し合った。現実には、男性の被害者もいる、女性の加害者もいるということも明らかになってきているが、現状を踏まえると女性に対する暴力という表現から女性を抜くというのは難しいのではないかという結論になったため、このような記載になっていると思う。過渡期ということもあり、対応は難しいと思う。

○委員

一番の問題は、素案（案）第一章の2 ページ、1 計画策定の目的から始まり、このような考え方に基づいて計画を作成していると基本理念を述べているところだと思う。

各論では色々書かれているが、やはり総論として問題意識を持つべきであり、そのような考え方、問題意識を持ってこのプランを作っているというところを言及してほしい。

○委員

2つのポイントを挙げると、性被害は女性に限らず男性にも起こりうるものだということが近年クローズアップされているという点、それから性の多様性の問題は男女の枠組みにとわられない、そういった性の多様性の理解が重要であり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律なども制定されているというようなところで目的を作っているところについて追記を検討いただきたい。

○事務局

いただいた意見については、持ち帰って検討させていただきたい。

○委員

法務省でも女性の人権ホットラインという相談を行っているが、男性の人権ホットラインというのは無いので、男性の方はどこに相談すればいいのかすごく悩んでいると思う。子どもの人権週間はあるが、男性に対する相談はなので、男性の方にもそういう機会があるといいと思う。

○会長

人権擁護の観点からもやはり女性のみということだが、現状に合わせて男性からの相談を受けられるようにすることは、どの機関も必要なのではないかと私は思っている。

○委員

これから指標や具体的な個々の数字を載せていくと思うが、まだまだ数値は低いと思う。その件数をもっともっと上がり、もう満足できたような状況が見えてくれば、今言ったような実は男性の相談もあるというのが加わり、その時もう一度見直しするのがいいのではないか。

今の時点であまりそこを強めていくと、せっかく今女性をと焦点を当てたものがぼやけてくるので、ある程度の段階に言葉は留めるのでいいのではないかと思う。

○会長

今後、指標について検討する時に何をとり上げるかというも、結構ポイントになると思う。何が進んで評価できるものになるのか。

このことに関連して資料 2、23 ページ男女共同参画に関する意識についてという市民調査の結果の文言について僅差なものがある場合には 2 項目をあげてもいいのではないかと思う。1 項目だけだとそれだけに関心がいってしまうので、同じような数値の場合には幾つか項目を挙るといいと思う。

次に 29 ページの配偶者パートナーからの暴力についてのところで、「特に相談しなかった」と答えているのが 69.0%、男性でも 85.7%にも上っている。この男性も DV を受けても相談していないというのも重要なことなので、男女の違いについてのコメントが必要なのではないかなと思う。男性の被害状況はこういった特徴があるというのが少しずつ目に見える形になるのではないかなと思う。

次に、41 ページの「固定的性別役割分担意識」という言葉が使われるのであれば、時々「固定的な」と入っているので、ここは統一して固定的性別役割分担意識としていただくといいと思う。

それから、もう一つ事務局に伺いたいのは、困難な問題を抱える女性への支援というところで、ほとんど周知となっているが、具体的に市として何かするということはあるのか。

○事務局

具体的な取り組みの部分については、今、県がマニュアルを作ると伺っているので、そこ

も含めて市と県の役割分担などを整理する必要があると思っている。

○会長

「周知に努めます」となっているので、文言はどのようにするのか検討が必要である。実際に、困難な問題を抱える女性は今までもいて、どこかには相談している。市のなんでも相談の相談にも女性は入っているし、カダールの相談もあるし、市として窓口や相談を十分対応していて、できるのではないかと思った。

○事務局

困難な問題を抱える女性というのは、たとえば、高齢者であるとか、障がい者であるとか、その方の属性によってこれまでもそれぞれの法律や支援策に基づいて対応はできている。そういう意味では対応ができているので、そのこの部分の記載については検討する。

○委員

資料1の1ページからの2 ワーク・ライフ・バランスの実現(1)多様な働き方に対応した子育てや介護の支援の文中に「働き続けられるよう、延長保育や休日保育」とあるが、この延長保育の前に『必要な』と入れることを検討してほしい。

それから2ページ(2)男性の家事・育児・介護等への参画促進の文中で「意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座」の『男性を対象とした』を取ることはできないか検討してほしい。

それからもう一つ、5ページの主な取り組みのところ、「多様な性のあり方についての市職員等の理解」というのがあるが、この市職員等の中に教員の方が入っているのであれば問題ないが、教員の方へのこの多様な性のあり方について考える機会、新しい情報、正しい知識を伝える場というのを必ず設定できるように文言の修正や追記のご検討をお願いしたい。

○会長

2ページ目の男性を対象とした啓発講座は、敢えて男性対象なのではないかと思う。

その事業の目的より、対象を男性とか女性に限定することによって、市民から苦情が来るのではないかという懸念なのであれば、きちんと説明すればいいと思う。

○委員

そういう対応でいいのであればいいと思う。ただ、その男性限定や父親と子どもと書いてしまうと、その父親がいない方からの苦情というのは現実的にある。

○会長

そもそも、この趣旨はワーク・ライフ・バランスということで、男性が仕事中心の生活になっているのはデータからも現実からも明らかである。それを変えていこうという趣旨の取り組みなので、対象が男性になるというのは必然でそれを説明できると思う。一般的な講座であれば、性別を問う必要はない。

○委員

1ページの延長保育と休日保育の点に関して、延長保育とか休日保育は制度として存在す

る。今の視点というのは通常の平日の朝9時から夕方夜5時まで働いている人達の間感からすると、そういう指摘になるだろうが、土曜日に勤務する人も普通にいる。これを書いたからと言って、この文言で残業をしてもいい、休日出勤してもいいという風には読めないと思う。

2 ページ目の部分は会長のおっしゃる通りで、厳然たる事実として男性の意識が低いという問題はある、何とかしなければならず対応しなければいけないということ。あえて重点的に男性対策としての政策なので、これは「男性」を取ってはいけない気がするので、このままでよいと思う。

それから、5ページの市職員等について、市立学校の教職員も市職員であるという理解になるのか。

○事務局

現状、教職員の方にも研修は実施しているので、「等」の中に含まれている。先ほどの委員のご意見としては、子ども達に教える側の教職員もそのような意識をきちんと持っているということを明示してほしいというような御趣旨かと思うので、教育委員会とも調整させていただければと思う。

○会長

そもその見出しが、多様な働き方を支える、とある。多様な働き方というのは、ある意味良いか悪いかは別として、前提として状況がそうなっているもので、その色々な働き方がある中で子育てと両立しながら働くことができるようにということで設けられている制度であり「必要な」と入れなくても、そのままで良いと思う。

○委員

資料2の41ページ、主な取り組みの女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進のところで、「女性職員の活躍を促進することにより、市内企業の各種団体等における女性活躍の促進の呼び水となるよう」とあるが、例えば市役所の中で、女性の管理職の方をもっとクローズアップして市の広報に掲載したり、ホームページに積極的に宣伝すればいいと思う。

○会長

やはり目に見える形にするというのはいいと思うし、登用された方も励みになるし、それを見ている女性の方も私もなれるかもというロールモデルにもなるので、是非検討していただきたい。

○会長

今後は、最初に委員が述べた、プランの名称と指標が議題になる。